

資料 1

令和●年●月●日

被通知人 株式会社カキツバタ運送

上記代表取締役 瀬戸賀司 殿

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3丁目20番地

第2龍名館ビル8階

TEL 03-6275-0691

FAX 03-6275-0692

通知人 井山 貴裕

東京都千代田区霞が関1丁目1-4

弁護士法人 KAKITUBATA

TEL 03-3581-5411

FAX 03-3581-5412

通知人代理人弁護士 梅本 茉里子

通知書

1 受任のご連絡

この度当職は、通知人より、通知人の貴社に対する下記請求事件（以下「本件」といいます。）につき委任を受けましたので、ご連絡いたします。本件につきましては、当職らが一切を受任しておりますので、今後のご連絡は全て当職宛にしていただき、通知人への直接の接触は、慎んでいただきまますよう、お願ひ致します。

2 本書面による催告

通知人は、本書面をもって、通知人が貴社に対して有する、本書面到達日の2年前の日以降に支払い期日の到来した下記の債権につきまして、権利保全のため、催告致しますので、適切な金額をお支払いいただきますようお願い申し上げます。

記

未払（割増）賃金請求権

3 資料開示について

上記通知人の請求権を正確に計算するためには、下記の資料が不可欠となります。つきましては、本書面到達後2週間以内に、当事務所まで、下記の資料を当方に開示していただくご意向があるか否かについて、ご連絡ください。なお、資料の開示をいただけない場合には、正確な計算ができませんので、裁判手続における証拠開示手続きを経た上で、裁判上の請求を検討せざるを得ませんが、裁判手続きによれば、いずれにせよ裁判の基礎資料となると見込まれること、遅延損害金が加算されていくことを考

慮すれば、貴社と通知人において資料を共通にし、まずは協議による可能性を双方で検討することが建設的な解決に資するものと思料いたしますので、誠実にご対応いただきますようお願いいたします。

敬具

記

雇用契約書（労働条件通知書）

就業規則（入社時及び現行のもの）

賃金規定（入社時及び現行のもの）

時間外労働休日労働に関する協定（いわゆる36協定）についての協定書及び協定届

給与明細ないし賃金台帳

タイムカード

その他貴社が通知人の労働時間を管理・把握するために所持する資料

本件に関し、貴社の主張がある場合には、その根拠とする資料

資料2

令和●年●月●日

被通知人 株式会社カキツバタ運送

上記代表取締役 濑戸賀司 殿

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3丁目20番地

第2龍名館ビル8階

TEL 03-6275-0691

FAX 03-6275-0692

通知人 井山 貴裕

東京都千代田区霞が関1丁目1-4

弁護士法人 KAKITUBATA

TEL 03-3581-5411

FAX 03-3581-5412

通知人代理人弁護士 梅本 茉里子

請求書

1 請求金額について

貴職から開示をされた資料を基に、当職にて下記記載の条件で、井山貴裕氏（以下「井山」氏とします）の未払い残業代の計算を行ったところ、その金額は367万9400円となりました。つきましては、本書面をもって367万9400円及びその確定遅延損害金39万5354円の合計額である407万4754円を請求しますので、下記記載の口座に本書面受領後2週間以内にお振込みください。

記

●銀行 ●支店 普通

口座番号 ●●●●

口座名義 ●●●●

2 本計算で採用した条件

（1）固定残業代が無効であること

貴職からは、井山氏の残業代について、いわゆる固定残業代として支給されているという反論が想定されます。しかしながら、会社が支給をしている「残業代」は、何時間分の残業代であるのか、時間外労働、深夜早朝労働、休日労働のいずれに充当されているのか明らかではなく、かつ、残業代を超える実労働がある日についても超過分について精算がなされた実績はありません。

そのため、固定残業代の有効要件である①「所定内賃金部分と割増賃金部分とを『判別』することができること」（明確区分性の要件）及び②「時間外手当や深夜労働の対価（割増賃金）趣旨で支払われていること」（対価性の要件）のいずれも満たさず無効です。

したがって、残業代は残業代計算の基礎単価に組み込み、既払い金はないものとして計算をしております。

(2) 井山氏の労働時間について

井山氏の労働時間は開示資料のうち、デジタルタコグラフを基に労働日を特定しました。

また、始業時刻はトラックの発車前に点呼及び車両点検の業務が存在したことから、デジタルタコグラフの発車時刻から30分前とし、終業時刻は日報作成の業務があったことから最終停車時刻から30分後としています。

併せて、デジタルタコグラフ上、停車している時間のほとんどは荷積み、荷降ろしの業務を行い、この業務を行っていない時間も会社からの電話の連絡や取引先からの電話に即応できるよう待機をしており、労働から開放された時間はありませんでした。そのため、1日あたりの休憩時間はなしとしています。

3 結語

以上が井山氏が会社に対して請求をする根拠です。当方の請求内容に異議がある場合には、本書面受領後から2週間以内に異議がある部分の特定と当該異議の具体的な根拠を示した上で、会社の主張を前提とした計算結果を当職宛にご連絡ください。

会社から連絡がない場合、誠実な対応をいただけない場合には、上記金額に付加金の請求を加算した上、支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を請求すべく労働審判、訴訟提起を行う所存ですので、予め申し添えます。

敬具